

令和6年 第10回委員会会議録

1 開催年月日 令和6年5月20日（月）

2 開閉会時刻 開会：午前10時30分 閉会：午前11時00分

3 場 所 福岡市選挙管理委員室

4 出席委員 稲員委員長、大石委員長職務代理者、江藤委員、石井委員

5 事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長

6 傍聴者 なし

7 議 題

(1) 報告事項

① 選挙人名簿から抹消する者の数について

② 在外選挙人名簿登録者数について

③ 公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について

(2) その他

次回以降の委員会の開催予定日時

・令和6年6月5日（水）午前10時30分

・令和6年6月20日（木）午前10時30分

・令和6年7月5日（金）午前10時30分

8 議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）

(1) 報告事項

報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。

(2) その他

・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。

【質疑等】

○ 在外選挙人証は、選挙が執行される際、どのように使用するのか。

▲ 在外選挙人証は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明するものであり、投票用紙を交付するときに提示する必要がある。投票の方法としては、在外公館に行き投票するほか、郵便等による投票などがある。

○ 福岡市では在外選挙人名簿の登録者数が現時点で782人とのことだが、どこの国にいる方の登録が最も多いのか。

▲ 手元に資料がないので調べて回答する。

○ 在外選挙人による投票の投票率はわかるか。

▲ 令和3年の衆議院議員総選挙は約22%となっている。

○ アフリカなどの、電子通信事情がうまくいかないところも対応できるのか。

▲ 電子通信が行えないところは、原則的な郵便での対応となる。

○ 今回の施行令等の一部改正は、在外公館に提出された在外選挙人名簿登録申請書等を在外公館から市区町村の選管に送付する際、これまで外務省を経由して送付していたものを、手続きの迅速化のため、外務省を経由せず、在外公館と市区町村選管が直接データのやり取りをするという変更だと思うが、投票についても電子投票にしてもいいと思う。国内での電子投票は時期尚早だが、在外投票は電子投票でもいいのではないかと個人的に考えている。

○ 在外選挙人証を持っている人が、選挙前に海外から帰国して日本で投票する場合、在外選挙人証の提示は必要か。

▲ 必要である。

○ 国内での選挙では、投票所入場整理券を持参しなかった場合、名前・住所・生年月日等の確認で名簿と照合し投票できるが、在外選挙人名簿に登録されている者は、在外選挙人証を持参しなかった場合、投票できないのか。

▲ 在外選挙人証の提示が必要とされており、投票できない。